

目 次

津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

放置自転車等の撤去及び保管

津市議会臨時会の招集

公示送達

公示送達

公示送達

地縁による団体の認可

国民健康保険被保険者証の無効

津市公告

平成28年1月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託に係る入札の執行

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の休止

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

津市告示第 1 2 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 8 年度の津
市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成 2 8 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

市 営 住 宅 の 名 称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 3 , 8 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 3 , 8 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 4 , 1 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 9 , 8 0 0 円
白塚団地 5 号館	4 0 , 5 0 0 円
一身田アパート 1	3 9 , 4 0 0 円
一身田アパート 2	3 9 , 4 0 0 円
上浜六丁目住宅	8 , 0 0 0 円
旭町 C B アパート	1 3 , 3 0 0 円
下部田簡耐住宅	8 , 3 0 0 円
大井アパート	2 5 , 6 0 0 円
大井住宅 1	3 9 , 0 0 0 円
大井住宅 2	3 9 , 0 0 0 円
大井住宅 3	3 9 , 6 0 0 円
大井住宅 4	3 9 , 6 0 0 円
大井住宅 5	4 0 , 1 0 0 円
大井住宅 6	4 1 , 1 0 0 円
大井住宅 7	4 1 , 0 0 0 円
大井住宅 8	4 1 , 0 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 5 , 6 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 8 , 2 0 0 円
高洲町アパート 3 号館	2 3 , 6 0 0 円

高洲町アパート 4 号館	2 5 , 6 0 0 円
高洲町アパート 5 号館	2 5 , 6 0 0 円
高洲住宅 1	4 1 , 0 0 0 円
高洲住宅 2	4 1 , 0 0 0 円
高洲住宅 3	4 2 , 0 0 0 円
高洲住宅 4	4 1 , 9 0 0 円
新町 2 号館アパート	1 7 , 2 0 0 円
新町 3 号館アパート	1 5 , 2 0 0 円
新町 4 号館アパート	1 5 , 2 0 0 円
千鳥アパート	4 3 , 8 0 0 円
阿漕簡耐住宅	1 1 , 7 0 0 円
阿漕 B 住宅	9 , 6 0 0 円
阿漕 C 住宅	9 , 6 0 0 円
阿漕 1 号館アパート	1 4 , 3 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 5 , 1 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 8 , 7 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 2 , 5 0 0 円
朝夕 1 号館アパート	1 2 , 2 0 0 円
朝夕 2 号館アパート	1 3 , 3 0 0 円
朝夕 3 号館アパート	1 3 , 9 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 2 , 3 0 0 円
藤水団地 2 号館 1	4 0 , 5 0 0 円
藤水団地 2 号館 2	4 5 , 4 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 1 , 8 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1	5 2 , 2 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2	4 3 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 1 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 2 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 2 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 3 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 4 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 5 , 2 0 0 円

ぜにやま団地 8 号館	1 5 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 6 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 6 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 6 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 2 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 4 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 5 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	2 8 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 8 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 7 , 7 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 9 , 1 0 0 円
藤方団地 2 号館	3 0 , 4 0 0 円
藤方団地 3 号館	3 0 , 6 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 9 , 4 0 0 円
城山アパート	1 1 , 4 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5 , 8 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 5 , 8 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 5 , 6 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 5 , 6 0 0 円
小森団地 1 号館	4 6 , 5 0 0 円
小森団地 2 号館	4 3 , 1 0 0 円
高茶屋住宅	8 , 8 0 0 円
里ノ上 A 住宅	8 , 2 0 0 円
里ノ上 B 住宅	8 , 4 0 0 円
雲出 1 号館 1	7 3 , 6 0 0 円
雲出 1 号館 2	6 9 , 1 0 0 円
雲出 1 号館 3	6 8 , 4 0 0 円
雲出 1 号館 4	6 8 , 4 0 0 円
雲出 1 号館 5	7 0 , 9 0 0 円

雲出 2 号館 1	7 5 , 5 0 0 円
雲出 2 号館 2	7 0 , 7 0 0 円
雲出 2 号館 3	6 9 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 4	7 0 , 7 0 0 円
雲出 2 号館 5	6 9 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 6	7 2 , 5 0 0 円
雲出 2 号館 7	7 5 , 5 0 0 円
野村団地	1 1 , 1 0 0 円
野村東団地	1 0 , 5 0 0 円
相川団地	1 2 , 6 0 0 円
森団地 1	8 , 3 0 0 円
森団地 2	8 , 8 0 0 円
森団地 3	1 1 , 9 0 0 円
森団地 4	1 2 , 2 0 0 円
森団地 5	8 , 7 0 0 円
森団地 6	1 5 , 0 0 0 円
森団地 7	1 3 , 5 0 0 円
森団地 8	1 5 , 0 0 0 円
中町団地 A	2 7 , 4 0 0 円
中町団地 B	2 9 , 6 0 0 円
相川西団地 A	2 9 , 2 0 0 円
相川西団地 B	3 7 , 3 0 0 円
明神団地	3 7 , 0 0 0 円
北口団地 A	3 7 , 7 0 0 円
北口団地 B	4 0 , 8 0 0 円
桃里団地 A	4 5 , 1 0 0 円
桃里団地 B	5 2 , 9 0 0 円
桃里団地 C	4 6 , 8 0 0 円
桃里団地 D 1	1 0 9 , 3 0 0 円
桃里団地 D 2	9 0 , 0 0 0 円
桃里団地 D 3	9 0 , 1 0 0 円
桃里団地 D 4	1 0 8 , 2 0 0 円
中別保住宅	9 , 3 0 0 円

青木団地 1	1 6 , 7 0 0 円
青木団地 2	1 8 , 3 0 0 円
藤ヶ丘団地 1	2 9 , 1 0 0 円
藤ヶ丘団地 2	2 9 , 8 0 0 円
殿町住宅	3 8 , 7 0 0 円
新横山住宅	3 9 , 1 0 0 円
美里第 1 住宅 A 棟	3 4 , 9 0 0 円
美里第 1 住宅 B 棟	3 4 , 9 0 0 円
美里第 2 住宅 1 号館	1 8 , 1 0 0 円
美里第 2 住宅 2 号館	1 8 , 1 0 0 円
片野団地 A 棟	3 7 , 8 0 0 円
片野団地 B 棟	3 7 , 8 0 0 円
新沢田団地	1 7 , 2 0 0 円
奥津団地	5 , 6 0 0 円

津市告示第 1 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 2 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
千鳥アパート	1	平成 2 8 年 1 月 5 日
下弁財町津興地内	1	平成 2 8 年 1 月 1 4 日
大門地内	1	平成 2 8 年 1 月 1 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 月 1 8 日
津新町駅北公共自転車等駐車場	1 4	平成 2 8 年 1 月 1 9 日
津新町駅南公共自転車等駐車場	8	平成 2 8 年 1 月 1 9 日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	7	平成 2 8 年 1 月 1 9 日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	3 8	平成 2 8 年 1 月 1 9 日
高野尾町地内	1	平成 2 8 年 1 月 1 9 日
津市本庁舎	5	平成 2 8 年 1 月 2 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 月 2 2 日
白塚駅前公共自転車等駐車場	2 3	平成 2 8 年 1 月 2 2 日
豊津上野駅前公共自転車等駐車場	1 3	平成 2 8 年 1 月 2 2 日
垂水地内	1	平成 2 8 年 1 月 2 2 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 月 2 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 1 月 2 6 日
白山町川口地内	1	平成 2 8 年 1 月 2 7 日
豊が丘おおぞら公園	1	平成 2 8 年 1 月 2 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 8 年 1 月 2 7 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 4 号

平成 2 8 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 8 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 2 8 年 2 月 1 2 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 専決処分の報告について
- (2) 専決処分の報告について
- (3) 専決処分の報告について
- (4) 津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部の改正について
- (5) 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正について
- (6) 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について
- (7) 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について
- (8) 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部の改正について
- (9) 平成 2 7 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）
- (10) 平成 2 7 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (11) 平成 2 7 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (12) 平成 2 7 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (13) 平成 2 7 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (14) 平成 2 7 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (15) 平成 2 7 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (16) 平成 2 7 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (17) 平成 2 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (18) 平成 2 7 年度津市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

下記の者の配当計算書謄本および充当通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条により準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

平成 2 8 年 2 月 5 日

記

- 1 送達を受けるべき者の住所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
- 2 送達を受けるべき者 ○ ○ ○

津市告示第 17 号

下記の者の平成 27 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 13 年法律第 60 号）第 78 条により準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

記

[illegible]

津市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 28 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

南さくらが丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （１）会員相互の親睦、交流を図るための行事
- （２）集会所、公園・緑地、ごみ集積所、防犯灯等の清掃及び維持管理
- （３）生活環境の向上
- （４）関係諸団体との連携・協力および回覧等の情報伝達
- （５）防犯・防災に関する活動
- （６）その他、本会の目的を達成するための必要な事業

3 区域

本会の区域は、津市久居野村町 882 番地 8、893 番地 88 から 893 番地 90、890 番地 7 から 890 番地 11、1805 番地 1 から 1805 番地 5、1854 番地 1 から 1854 番地 16、1859 番地 1 から 1859 番地 3、1991 番地 1 から 1991 番地 22、3000 番地 1 から 3000 番地 8、3001 番地 1 から 3001 番地 7、3002 番地 1 から 3002 番地 2、3003 番地 1 から 3003 番地 6、3005 番地 1 から 3005 番地 12、3006 番地 1 から 3006 番地 3、3007 番地 1 から 3007 番地 4、3008 番地 1 から 3008 番地 12、3010 番地 1 から 3010 番地 4、3011 番地 1 から 3011 番地 3、3012 番地 1 から 3012 番地 5、3013 番地 1 から 3013 番地 8、3015 番地 1 から 3015 番地 13、3016 番地 1 から 3016 番地 2、3017 番地 1 から 3017 番地 15、3018 番地 1 から 3018 番地 11、3020 番地 1 から 3020 番地 2、3021 番地 1 から 3021 番地 5、3022 番地 1 から 3022 番地 4 の区域とする。

4 主たる事務所

三重県津市久居野村町 3 0 1 9 番地 2

5 代表者の氏名及び住所

藤谷 琢史

三重県津市久居野村町 3 0 1 7 番地 8

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

津市告示第 19 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 28 年 2 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
6 1 2 4 3 0 4	平成 27 年 10 月 1 日	平成 28 年 1 月 26 日

津市公告第 18 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 28 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 28 年 2 月 3 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市芸濃町棕本字東豊久野 2945 番 8、2945 番 9

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市芸濃町棕本 3717 番地

伊藤 武夫

津市公告第 2 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 8 年 2 月 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市観音寺町字東浦455番20 ほか17筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市栄町1丁目100番地
警察共済組合三重県支部
支部長 森元 良幸

津市公告第 2 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により公告します。

平成 28 年 2 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託

(2) 業務内容

津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託に係る入札実施要項（以下「実施要項」という。）、津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託に係る調理、配送等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

2 参加要件

入札に参加できる者は、単独又は事業者により構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。単独事業者の参加要件については、次に掲げる要件をすべて満たすものとし、共同企業体の参加要件については、別冊 2「津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託共同企業体の取扱いに関する要項」の「2 共同企業体の参加要件」をすべて満たすものとし、

- (1) 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿の給食業務のうち「給食運送業務」及び「給食調理業務」に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成 21 年 4 月 8 日施行）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77

号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画又は更生計画を認可された者を除く。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画又は更生計画を認可された者を除く。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の規定による営業の許可を有していること。
- (9) 平成17年4月1日以後に、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設で調理業務の履行実績を通算又は合算して3年以上有していること。
- (10) 三重県内に、職員が常駐する本店、支店又は営業所等を有すること、又は委託業務開始までに設置すること。
- (11) 平成24年度以降、給食業務において、食品衛生法第55条第1項及び第56条の規定による営業の停止等の処分を受けたことがある場合は、平成28年1月1日現在、処分が解除された日から起算して2年を経過していること。
- (12) 製造物責任法(平成6年法律第85号)に基づく損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (13) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 日程

公告(実施要項の公表)	2月12日(金)
実施要項等の配布	2月12日(金)から3月11日(金)まで
給食センター見学会	2月20日(土)9時~10時
質問書の提出期限	2月29日(月)
質問書の回答の配布	3月3日(木)から3月10日

	(木)まで
入札参加申込期間	3月7日(月)から3月11日(金)まで
入札参加資格審査結果通知	3月15日(火)
入札及び開札	3月22日(火)
契約締結	4月上旬
試行・研修期間	8月
給食開始	9月2日

4 実施要項等の配布

実施要項、仕様書等については、津市のホームページ「トピックス」【<http://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

また、平成28年2月12日(金)から3月11日(金)までの期間は、津市中央学校給食センター(津市森町5008番地14)1階事務室で配布します。配布時間は、午前8時30分から午後5時15分の間です。(土曜日、日曜日は除きます。)

5 質疑等について

参加資格要件を有する者からに限り質疑等は、次のとおり受け付けますが、電話や口頭での個別の対応は行いません。また、回答に対する再質問は受け付けません。

(1) 受付期間

平成28年2月12日(金)から同月29日(月)までとします。

期間後の提出は受け付けません。

(2) 質問書の提出方法

質問書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、給食センターへ電子メール(253-8801@city.tsu.lg.jp)又はFAX(059-254-1051)で提出すること。持参、郵送、電話等による質疑には応じません。

電子メール及びFAX送信後は電話(059-253-8801)で受信の確認を行うこと。

(3) 提出先

津市中央学校給食センター

送信先：電子メールアドレス 253-8801@city.tsu.lg.jp
F A X 059-254-1051

受信確認：電話 059-253-8801(午前8時30分～午後5時15分。ただし、土曜日、日曜日は除きます。)

(4) 質疑等の回答

回答は、津市ホームページでの回答のほか、平成28年3月3日(木)から同月10日(木)までの期間に、回答書を津市中央学校給食センターでも配布します。配布時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。(土曜日、日曜日は除きます。)回答に当たっては、質問を行った者の名称等は公表しません。また、意見の表明と解されるものについては回答しない場合があります。なお、回答に対する再度の質問は受け付けません。

6 共同企業体について

共同企業体として本業務委託の入札に参加する者は、実施要項に定めるもののほか、津市中央学校給食センターにおける調理、配送等業務委託共同企業体の取扱いに関する要項に基づいて手続きしてください。

7 津市中央学校給食センター見学会

- (1) 実施日 平成28年2月20日(土)午前9時から午前10時
指定した日以外の見学(調理場等)は一切できません。
- (2) 対象者 入札参加を希望する業者で、各業者2名までとします。なお、安全衛生の関係上、10日以内に検便による細菌検査(赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、腸管出血性大腸菌、パラチフスA)を済ませた者であること。

8 参加手続き

- (1) 参加申込の受付期間
平成28年3月7日(月)から同月11日(金)までで受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加申込書(様式第2号)
 - イ 会社概要等整理票(様式第3号)
 - ウ 調理業務の実績(様式第4号)及び契約書等契約の内容が確認できる書類の写し
 - エ 宣誓書(様式第5号)

オ 添付書類

会社の沿革及び組織のわかるもの（パンフレット可）

法人登記事項証明書

直近の決算書の写し

食品衛生法第 5 2 条の規定による営業許可証の写し

本業務委託に携わる総括責任者との雇用関係を確認する為の書類
（雇用保険、社会保険被保険者証の写しなど）

所在地の市町村税完納証明書又は直近 2 年度分の納税証明書（写し可）

消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書（写し可）。

税に関する証明書については、入札参加申込書の提出日以前 3 カ月以内の証明日のものに限ります。また、支店、営業所等で入札に参加する場合、支店、営業所等の他に、本社、本店の税に関する証明書についても添付してください。

生産物賠償責任保険証書の写し

(3) 提出先

津市中央学校給食センターへ上記提出書類を提出してください。持参に限ります。

9 入札参加資格審査の結果通知

参加申込みのあった者について、入札参加申込書等の提出書類に基づき入札参加資格の審査を行います。

審査結果の通知は、参加申込みのあった者全員に平成 2 8 年 3 月 1 5 日（火）午後 3 時以後に電子メールで行います。併せて、参加申込みのあった者全員に同日付け文書により通知します。

10 参加の辞退

入札参加申込書を提出した後に参加を辞退するときは、入札辞退届（様式第 6 号）を津市中央学校給食センターへ提出（持参）してください。

受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までです。

11 入札及び開札

(1) 日時

平成 2 8 年 3 月 2 2 日（火） 午後 1 時 3 0 分から

(2) 場所

津市中央学校給食センター 2階レクチャールーム

(3) 入札保証金

免除

(4) 委託契約書（案）

別紙 9 のとおり

(5) 契約保証金

契約期間中の委託料の総額の 10 分の 1 以上

(6) 入札の方法及び決定方法

ア 指定の入札書（様式第 7 号）により、実施要項、仕様書等に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札を行ってください。

イ 入札金額については、1 ヶ月当たりの額とし、取引に係る消費税及び地方消費税額を含まないものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者を落札とします。

エ 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。

オ 同額の者が 2 業者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(7) その他、入札者は、条件付一般競争入札参加者心得（様式第 17 号）に留意の上、入札を行ってください。

12 その他

(1) 本業務委託の入札に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

(2) 入札参加者は、入札参加申込書の提出をもって、実施要項、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(3) 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 郵便、メール等における通信事故については、津市は一切の責任を負わ

ないものとします。

13 提出及び問い合わせ先

津市中央学校給食センター

電 話 0 5 9 - 2 5 3 - 8 8 0 1 (直 通)

F A X 0 5 9 - 2 5 4 - 1 0 5 1 (直 通)

E メール 253-8801@city.tsu.^エlg.jp

津市上下水道事業告示第 7 号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水工事の事業を休止したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

平成 28 年 2 月 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	休止年月日
桑原電機	津市芸濃町林 50 番地 1	平成 28 年 1 月 15 日

津市上下水道事業告示第 8 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 2 月 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工 事 店 名	所 在 地	指 定 期 間
芳英設備 有限会社	津市庄田町 2 2 2 4 番地 1 2	平成 2 8 年 2 月 1 日から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

津市上下水道事業告示第 9 号

津市公共下水道条例(平成 18 年津市条例第 201 号)第 15 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第 17 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成 28 年 2 月 3 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
ナカヒロ設備	名張市鴻之台 1 番町 107 番地	平成 28 年 2 月 1 日

津市上下水道事業告示第 10 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 28 年 2 月 5 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
電温設備サービス	津市神戸 1282	平成 28 年 1 月 26 日

津市上下水道事業告示第 1 1 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社三和工務店	津市下弁財町津興 258 番地 2	平成 2 8 年 2 月 2 日

津市教育委員会告示第 1 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 2 8 年 2 月 3 日

津市教育委員会

委員長 坪 井 守

- 1 招集の日時 平成 2 8 年 2 月 4 日（木） 午後 6 時から
 - 2 招集の場所 教育委員会室
 - 3 会議の事件
- （ 1 ）平成 2 7 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）＜教委所管分＞について

津市選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第 23 条第 2 項の規定により告示する。

平成 28 年 2 月 10 日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市本庁舎 8 階
津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月
日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2
項の規定により告示する。

平成28年2月10日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎8階
津市選挙管理委員会事務局